

宮代町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年2月
宮代町農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（平成26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として位置づけられた。

宮代町は、関東平野のほぼ中央部にあり、埼玉県東部に位置し、町域のほとんどは都心から40km圏内にあり、交通の便に恵まれた首都近郊地域である。

本町は里地里山といわれる、水田や畑、用水路、屋敷林などの田園風景が、町の自然を形成しています。しかし、近年では宅地化や工業団地の誘致などによりかつての「農」のある環境が失われつつあります。そこで、本町では、失われつつある町の原風景やその自然環境を守っていくために、農環境を維持し、食・農の大切さを学び、そして地産地消、適地適作を推進していく「農」のあるまちづくりを推進しています。

本町の農業は、稲作を中心とした農地の利用状況となっているが、一部のエリアで土地改良事業を実施しているもののほとんどの農地が未整備である。そのため、10アール以下の農地が混在するエリアが点在している為、農地の集積・集約化にとって大きな課題となっている。これらの地域においては、近年の耕作者の高齢化により、遊休農地の発生が顕著になってきており、今後、更に遊休農地の発生が懸念されている。

また、新規就農者の育成に力を入れることで、農地の遊休化の抑制と地域農業の活性化に向けた取組みを推進している。

一方、近年において陸田エリアを中心に新規参入企業の畑作の圃場として農地中間管理事業を活用しながら集積・集約化を進めており、今後もこれらの新規参入企業を誘致することで、農地の大規模な集約化に向けた取組みを推進することで、農地の最適化に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを生かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、宮代町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて平成35年を目標とし、3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (平成29年4月)	594ha	17.2ha	2.9%
目 標 (平成32年4月)	579ha	9ha	1.5%
目 標 (平成35年4月)	544ha	0ha	0%

注1：現状の管内農地面積は、平成28年耕地及び作付面積統計（農林水産省）より引用

注2：「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」の運動目標に基づき、遊休農地の面積及び割合は、「ゼロ」を目標としている。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

ア 農業委員と推進委員の担当制又はチーム制による農地法（昭和27年法律第299号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

イ 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

ウ 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

②農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (平成29年4月)	594ha	102ha	17%
目 標 (平成32年4月)	579ha	231.6ha	40%
目 標 (平成35年4月)	544ha	435.2ha	80%

注1：管内農地面積は、平成28年耕地及び作付面積統計（農林水産省）より引用

注2：「農林水産業・地域の活力創造プラン」の政策目標に基づき、担い手への農地利用集積率は80%を目標としている。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①「人・農地プラン」の見直し等について

農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直し等に主体的に取り組む。

②農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、宮代町、南彩農業協同組合、農地中間管理機構等と連携し、遊休農地の情報、高齢農家等の貸付けを希望する農地の情報、農地の出し手や受け手の情報の共有を図り、農地の集約化のための利用調整及び利用権設定や農地中間管理事業の活用を推進する。

③農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

④農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て都道府県知事の裁定で利用権が設定できる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

⑤農地流動化の推進

担い手農家への農地の集積を推進する町独自の助成制度を様々な機会を捉えて周知することで、農地の流動化の促進に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数
現状 (平成29年度)	7人
目標 (平成32年度)	10人
目標 (平成35年度)	13人

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①関係機関との連携について

埼玉県、埼玉県農業会議、宮代町、南彩農業協同組合、農地中間管理機構等関係機関と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む）を把握し、必要に応じて現地見学や相談を実施する。

②新規就農フェア等への参加について

本町が主催する新規就農者支援策である新規就農担い手塾の周知を積極的に行い、埼玉県、宮代町等と連携し、新規就農フェア等に積極的に参加することで情報の発信や収集に努め、新規就農の受け入れとフォローアップ体制を整備する。

③企業参入の推進について

担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

④農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進員は、新規参入（法人を含む。）の定着を図るため、参入後のフォローアップに努める。